



第9期 第1回 東京地方労働審議会

平成29年11月27日(月)
13時30分～

於:東京労働局 11階
共用会議室1-1・1-2



北の丸公園から撮影

目次

- 1 平成29年度東京労働局行政運営方針・・・・・・・・・・(1頁)
- 2 雇用環境・均等担当部署・・・・・・・・・・(2～ 9頁)
- 3 労働基準担当部署・・・・・・・・・・(10～16頁)
- 4 職業安定担当部署・・・・・・・・・・(17～26頁)
- 5 需給調整事業担当部署・・・・・・・・・・(27～28頁)
- 6 労働保険徴収担当部署・・・・・・・・・・(29頁)

平成29年度 東京労働局行政運営方針

—誰もが安心して生き生きと働けるTOKYOへ—

【東京労働局の最重点課題と取組】

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

- ▶ 長時間労働の是正による良質な労働環境の確保
 - 長時間労働の抑制・過重労働解消に向けた取組、ワーク・ライフ・バランスの推進等
- ▶ 非正規雇用労働者の待遇改善等
 - 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進、最低賃金の周知・履行確保等
- ▶ 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備
 - 労働者のキャリア形成に係る支援策の普及促進、全産業の労働生産性の向上等
- ▶ 労働者が安心して健康に働くことができる職場づくり
 - 労働条件確保、労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策、労災補償の迅速・適正処理等

「全員参加の社会」の実現加速

- ▶ 女性の活躍推進
 - 改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法の履行確保、女性活躍推進法の実効性確保等
- ▶ 若者の活躍促進
 - 適切な職業選択の支援、職業能力の開発・向上に関する措置、青少年の雇用の促進等
- ▶ 高齢者の活躍促進
 - 企業における高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進等
- ▶ 障害者、難病・がん患者等の活躍推進
 - 法定雇用率達成指導の徹底、多様な障害特性に応じた就労支援、難病・がん患者等に対する就職支援の推進等
- ▶ 外国人材の活用
 - 高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の就業推進等
- ▶ 重層的なセーフティネットの構築
 - 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した就職支援、生活困窮者等に対する就労支援の強化等

「働き方改革」推進の取組

■ 「働き方改革」推進の取組方針・状況

(1) 基本的方針

- ・ 企業の自主的な働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等の推進
- ・ 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

(2) 具体的取組

- ア 労使団体への要請
- イ 企業トップへの働きかけ
局幹部が管内に本社機能を有するリーディングカンパニーや地域において社会的影響力の大きな中堅・中小企業等を訪問し、取組を働きかける。
- ウ 地方公共団体との連携
地域全体における気運の醸成をはかり、ワーク・ライフ・バランス実現のため、連携し取組を行う。

◇取組状況

- ア 労使団体への要請
 - ・ 局長等が主要労使団体を訪問し、働き方改革、夏の生活スタイル変革(ゆう活)に関し協力を要請
 - ・ 各種団体(最大210団体)に対し、働き方改革、夏季・秋季の年次有給休暇取得促進(仕事休もつ化計画)に係る資料を手交又は送付し、取組への協力を依頼
- イ 企業トップへの働きかけ
 - ・ 局長又は雇用環境・均等部長が4社を訪問し、働き方改革の一層の取組を要請(東亜合成株式会社、株式会社インフォテック朝日ほか2社)
 - ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランス実現のための働き方改革に関するコンサルティングを200件以上実施
- ウ 地方公共団体との連携
 - ・ 東京都雇用対策協定に基づく事業計画に働き方改革に関する項目を盛り込み、東京都との連携を強化
 - ・ 労働局と東京都との共同相談窓口の運営



下半期の取組

1 労使団体への要請

- ・ 各種団体への働き方改革、年次有給休暇取得促進等の要請・協力依頼を引き続き行う。

2 企業トップ等への働きかけ

- ・ 局長等による企業訪問を引き続き定期的実施する。
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによるワーク・ライフ・バランス実現のための働き方改革に関するコンサルティングを引き続き実施する。

3 地方公共団体との連携

- ・ 相談窓口における事業主向け支援サービス(働き方・休み方改善に関する相談、個別訪問依頼の受付)を引き続き実施する。

働き方改革推進本部における団体・企業訪問

平成29年6月 働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)に関する労使団体への協力要請



平成29年度上半期 企業訪問(トップへの働きかけ) 計4社



東亜合成株式会社

株式会社インフォテック朝日

東京都との連携

東京都との雇用対策協定に基づき、働き方・休み方改善コンサルタントを、飯田橋の「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」に配置し、企業からの働き方改革の相談等に応じている。
また、同窓口において、東京都の働き方改革宣言奨励金申請事業場に係る事前研修を上半期に計40回開催した。



労働法制セミナーに関する取組

■ 東京局における労働法制セミナーの開催実績

平成29年度
上半期
開催回数

28回（16大学）

労働法制セミナー開催状況（年度比較）



下半期の取組

- ・ 申込みベースで47件となっており、年度目標（前年実績を上回る回数の実施）を達成する見込み。
- ・ 来年度に向けて大学等への更なる利用勧奨を行う。

■ HP掲載による波及効果

これまで大学・短大・高等専門学校に対して受講勧奨していたが、専門学校からもセミナーの依頼を受けようになり、より広い層への労働法制への普及を図ることが可能となっている。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンが、当局HPで「労働法制セミナー」を知り、講師派遣を打診。同社のフランチャイズ店舗のオーナー（経営者）向けの労働法等勉強会に労働法の基本（労働条件の通知義務、36協定、就業規則）、外国人労働者の適正な雇用管理について説明。東京地区で計17回開催し、オーナー等1,139人が参加した。



■ 取材・報道

※平成29年8月4日：世田谷文化生活情報センター

NHK ニュースチェック11

平成29年8月4日（金）放送



ナレーション

24時間営業が多いコンビニで働く人たちと店との間の勤務や賃金をめぐるトラブルを未然に防ごうと、最大手のセブン-イレブン・ジャパンが店舗のオーナーに労働関係の法律への知識を深めてもらう研修会を開きました。

研修会では東京労働局の職員が講師になって、従業員を採用する際には労働条件を紙で示さなければならないことや、労働時間を適正に把握することなど労働基準法などを基礎から紹介していました。

【参加したオーナー男性】
「大変勉強になった。人手不足で労働時間の管理など難しい面もあるが、従業員が働きやすい環境を作っていきたい」



労働条件の確保・改善対策

■ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

周知・啓発期間 4月1日から7月31日まで
 (多くの新入学生がアルバイトを始める4月から、夏休み前まで)

キャンペーン期間の主な取組

- 局署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置
- 労働基準監督署、東京都と連携し、多摩地区にキャンパスを置く大学で構成する会合(大学労務管理研究会、年2回開催)に出席し、キャンペーンの内容等を周知
- キャンペーン期間中に依頼のあった労働法制セミナー、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの労働法制セミナーについては、キャンペーンの趣旨の他、学生アルバイトの労働条件確保を周知



局署に設けた「若者相談コーナー」

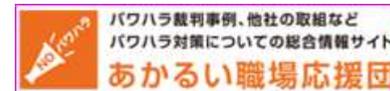
確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター
「たしかめたん」

■ 職場のパワーハラスメントの予防対策

労働基準監督署、地区労働基準協会が主催する集団指導・セミナー(例:「労働時間の適正把握に関するガイドライン説明会」、「労働衛生週間に関する説明会」)に出席する等、あらゆる機会を通じ、リーフレット、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等がダウンロードできるサイト「明るい職場応援団」を紹介し、企業内の取組について周知・啓発を行っている。



リーフレット



マニュアル

4月～10月までの間、署・基準協会で14回説明。

下半期の取組

引き続き、局内各部・関係団体等と連携し、セミナー等あらゆる機会を通じて、周知・啓発を行う。

労働契約法（無期転換ルール）の周知等

■ 「円滑な無期転換ルール」の周知に関する取組

平成30年4月より、無期転換ルールの本格的な運用が始まると見込まれることから、各種セミナー等あらゆる機会を通じて、資料配付を含めた周知啓発を行っている。

労働働基準監督署、ハローワークが主催する各種説明会での周知

4月～10月までの間で38回実施、うち署主催は24回、安定部（ハローワークを含む）主催は4回。

■ 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」

全国の労働局で、9月～10月の2か月間をキャンペーン期間とし、集中的に周知・啓発を実施した。

1 関係団体への要請の実施

- ・労使団体（東京経営者協会、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京都商工会連合会、連合東京）
- ・東京都社会保険労務士会連合会 等

2 集中的な周知啓発の実施

- ・関係団体等が主催する各種会合、広報媒体に対する周知協力の働きかけ
- ・電子申請を活用した専用リーフレットの配布等

3 東京労働局に特別相談窓口を設置 雇用環境・均等部に窓口を設置

■ 啓発指導

本格的な運用が始まる来年の4月前に、「雇止め」を行う事案も発生していることから、円滑な無期転換ルールの運用に向け、企業側に対する啓発指導を行っている。

■ 無期転換ルールの特例措置に関する取組

「有期雇用特別措置法」に基づき、定年後再雇用される有期契約労働者等に係る無期転換ルールの適用を免除する認定を行っており、事業主への制度周知及び認定審査を実施している。



下半期の取組

「無期転換ルール」に関する労使からの相談・問い合わせに的確に対応するとともに、「特例措置」の認定申請が急増することが予想されており、速やかに対応することとする。

個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

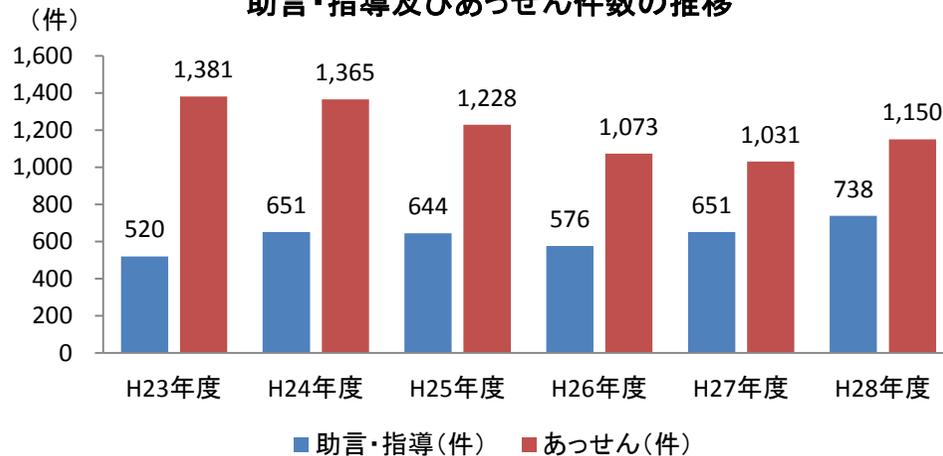
■ 平成29年度上半期の相談、助言・指導、あっせん、解決援助、調停件数

○ 総合労働相談件数	87,009件	(前年同期比 15.4%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	14,846件	(同 6.0%増)
うち均等三法関係相談件数	11,617件	(同 60.7%増)
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	361件	(同 2.2%減)
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	593件	(同 1.9%増)
○ 労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数	29件	(同 59.2%減)
○ 紛争調整委員会による調停申請受理件数	4件	(同 20.0%減)

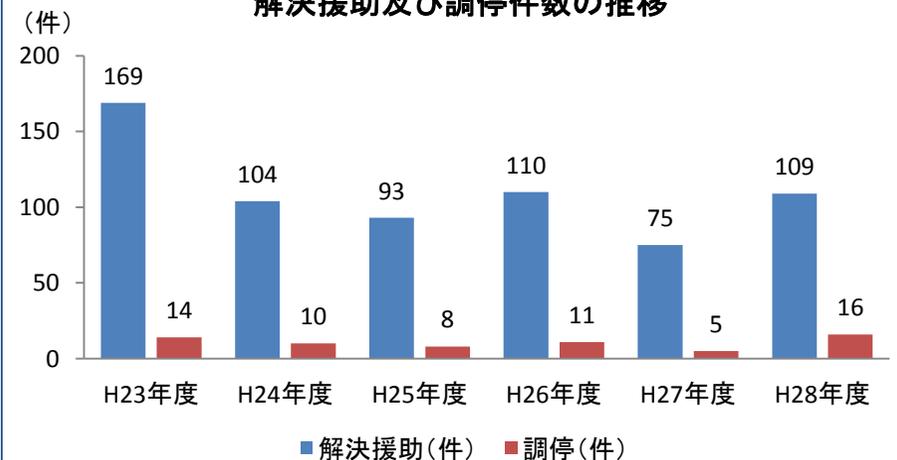
【平成29年度上半期の特徴】

- 相談、助言・指導、あっせんのいずれについても、いじめ・嫌がらせに関するものが最も多い傾向は変わらない一方、雇止めに関する事案が増加している。
- 改正育児・介護休業法に関する問い合わせや相談がH28年度下半期以降増加している。
- あっせんの参加率は61.4%(参考:H28年度全国平均56.8%)
- あっせんの合意率は42.6%(参考:H28年度全国平均39.4%)
* 被申請人があっせんに参加した場合の合意率69.4%
(参考:H28年度全国平均66.4%)

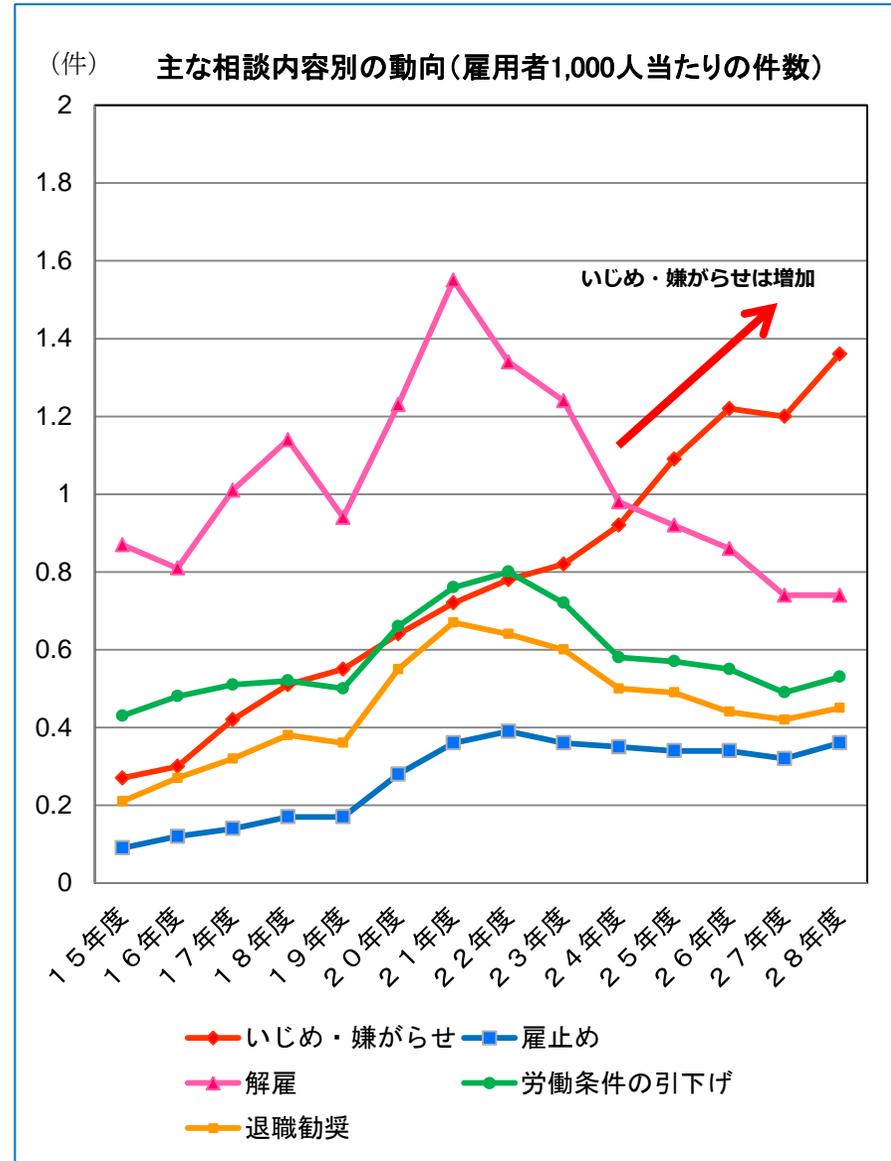
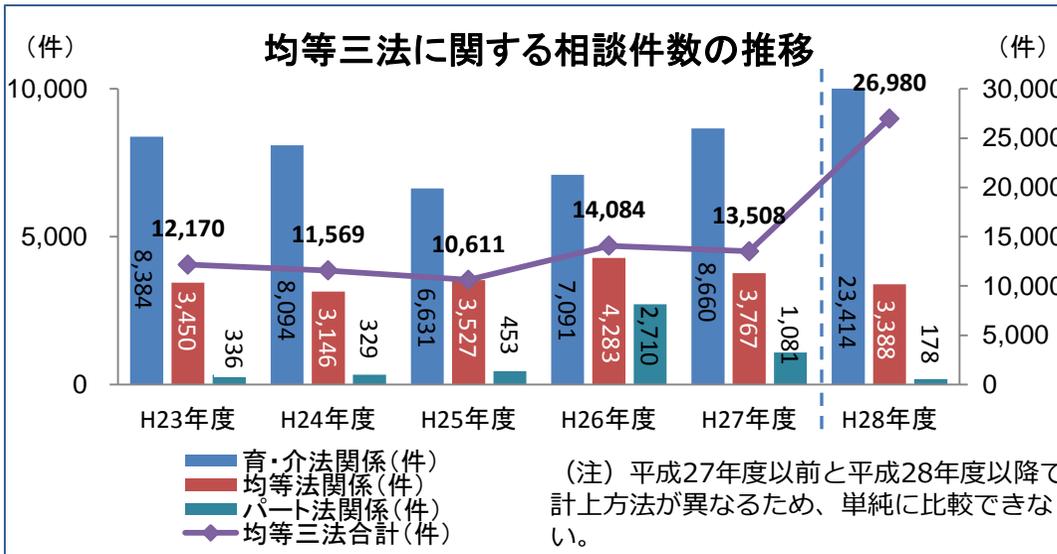
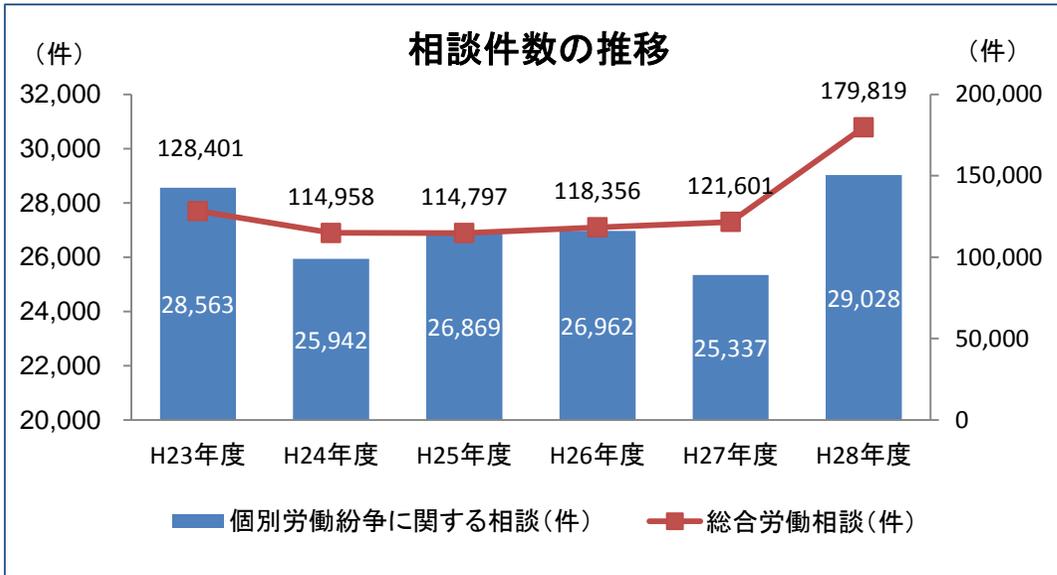
助言・指導及びあっせん件数の推移



解決援助及び調停件数の推移



個別労働紛争の解決制度に関する施行状況



雇用均等分野における重点施策の進捗状況(平成29年度上半期)

法の履行確保

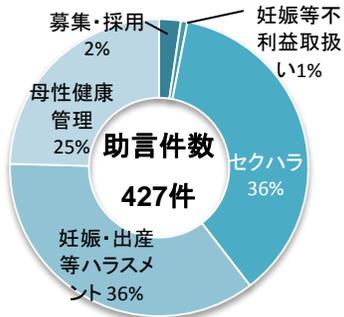
改正育児・介護休業法の周知

主催説明会開催	4回(延参加者数1,613名)
他機関主催説明会開催	17回(延参加者数3,111名)
資料送付	両立推進責任者等約2,000社
周知依頼	地方自治体等約210件

指導状況

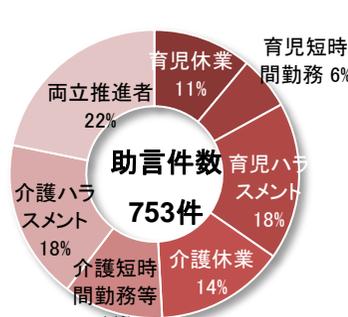
助言件数に占める是正件数の割合	組織目標(前年度是正率以上)	平成29年度上半期実績
男女雇用機会均等法	89.6%	93.2%
育児・介護休業法	76.9%	70.1%
パートタイム労働法	84.2%	93.5%

男女雇用機会均等法



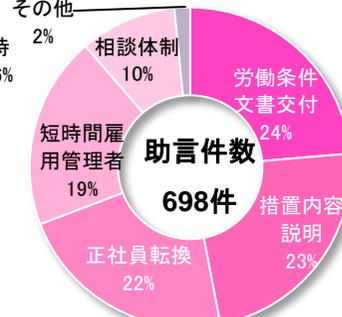
244社のうち195社に助言

育児・介護休業法



337社のうち303社に助言

パートタイム労働法



296社のうち260社に助言
(出典：平成28年度報告徴収実施状況)

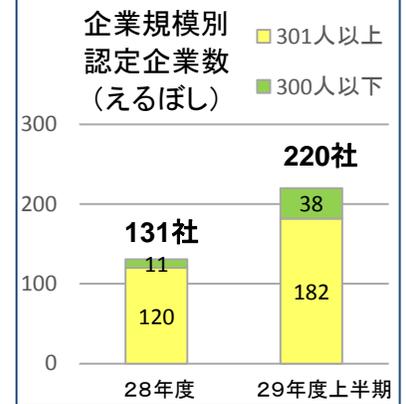
下半期の取組

- あらゆる機会を捉え、事業主等に対し、法の周知・徹底を図る。
- 報告徴収の実施等により法違反を是正し、法の履行確保を図る。
- 女性の活躍推進や両立支援に資する情報提供を行い、企業の自主的取組を支援。えるぼし認定、くるみん等認定申請を促す。

女性活躍促進法関係

一般事業主行動計画届出率

99.7% (9月末)



次世代育成支援対策推進法関係

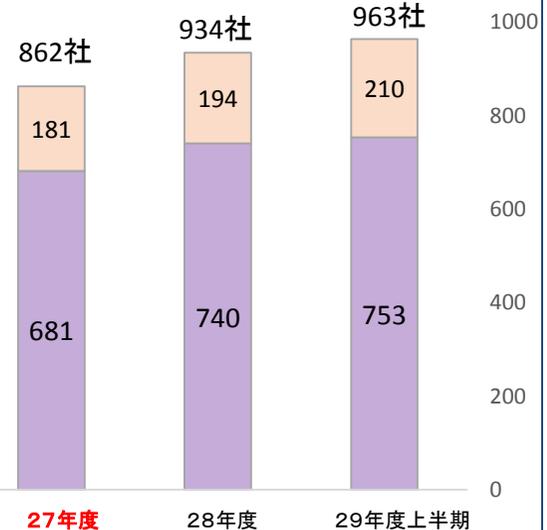
一般事業主行動計画届出率

96.6% (9月末)



プラチナくるみん認定 62社

企業規模別認定企業(くるみん)



全国ハラスメント撲滅キャラバンの取組

1 趣旨等

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）を防止する措置が事業主に義務付けられた。そこで、事業主等が、これらハラスメント防止措置の必要性や法に基づく措置内容について理解を深めるよう取組を行う。

【工夫点】総合的ハラスメント対策の一環としても位置付け、いわゆるマタハラに加え、セクハラ、パワハラも対象としている。

相談窓口を周知するチラシを作成（下記）し、署所、特にマザーズハローワーク、総合労働相談コーナー等に広く配布している。

2 対象期間 平成29年7月～12月

3 取組内容

(1) 事業主等への説明等

あらゆる機会を捉え、事業主等を対象とした会議等において、事例を交え具体的な説明を行うほか、周知資料を配布。説明会は本省HPに掲載され全国どこからでも参加が可能。

局主催説明会等 4回
他機関主催説明会等 17回



(2) 特別相談対応窓口の設置

雇用環境・均等部指導課、総合労働相談コーナーに設置。開設にあたり、周知用チラシを作成し、広く利用を呼びかけている。

【主な周知内容】

- ・「平成28年度紛争解決援助制度状況に係る報道発表」
- ・東京都「レディGO！Project」(9/20,27)で資料配布
- ・局主催産業保健フォーラム(9/26)ブースで資料配布等



レディGO！Projectブース

東京労働局 雇用環境・均等部 において
ハラスメント対応特別相談窓口を開設!
開設期間：平成29年7月～平成29年12月

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!

職場でのあらゆるハラスメントは許されません!

職場のパワーハラスメント(パワハラ)とは
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の権力差を利用して、精神的・肉体的苦痛を生じさせる、人格尊重を損なう行為をいいます。

職場のセクシュアルハラスメント(セクハラ)とは
職場において、性別に関わらず、身体的接触を伴った性的な言動や、身体的な危害を加えるなど、雇用に必要と認められない行為をいいます。

厚生労働省 東京労働局

相談してください! 都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は無料です!

○会社に対し、苦情や制度の改善をします。
○会社に苦情確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行うなど、丁寧に対応に努めます。
○会社との間に紛争が生じている場合は、助言、調停、あっせんなど個別紛争解決の援助を行います。

ハラスメント対応特別相談窓口
担当：東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

受付時間 9時～17時
当館内にお勤めの方、企業のご担当者様からのご相談をお待ちしています。お時間外は電話にて、お電話受付に繋がります。ご予約も承っております。

電話番号 パワハラについては 03-3512-1608
セクハラ、いわゆるマタハラ等については 03-3512-1611

住 所 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

以下の窓口でも相談に応じています。
・最寄りの労働基準監督署の総合労働相談コーナー
(住所・電話番号は、東京労働局HP上の「窓口相談」→「総合労働相談コーナー」をクリック!)
・青葉町総合労働相談コーナー(フリーダイヤル 0120-601-556)

下半期の取組

- 他機関主催の会議等を活用し説明(3回)や資料配布等を行う。
- 特別相談対応窓口の周知及び相談対応を行う(随時)。

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保対策の推進

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施。

①1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
587件	70.5%

②1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
435件	51.5%

③長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
53件	88.7%

(2) 特定分野における労働条件確保の推進

①外国人労働者・技能実習生、②自動車運転者、③介護労働者、④派遣労働者、⑤障害者、⑥医療機関の労働者、⑦パートタイム労働者・アルバイト非正規労働者、⑧請負契約で就労する労働者、⑨出稼労働者、⑩家内労働者について、それぞれに特有の問題に着目し、監督指導の実施等を通じて、法令の遵守の徹底を図る。

下半期の取組

- 引き続き重点的に監督指導を実施し、同対策の推進を図る。
- 平成29年度過重労働解消キャンペーンを実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る。
 - 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施
当局において、フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を平成29年10月28日(土)に実施し、相談に対する指導・助言を行った。
 - 使用者団体等への協力要請
使用者団体等に対し、長時間労働の抑制等の過重労働の解消に向けた取組等が実施されるよう、積極的な周知・啓発等への協力要請を行う。
 - 周知・啓発の実施
キャンペーンの趣旨等について、ホームページへの掲載、記者発表、地方公共団体等の広報誌の活用等により、周知・啓発を行う。
また、事業主への各種説明会を活用し、長時間労働の抑制等の過重労働の解消に向けた周知・啓発を行う。
 - ベストプラクティス企業への職場訪問の実施
過重労働解消に向けた気運の醸成を図るため、報道機関に公開の上で、管内の主要な企業の本社等を訪問し、長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を収集し、他の企業に対し広く紹介する。
 - 重点監督の実施
長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し重点監督を行う。
- 特定分野における労働条件確保対策の推進については、収集した各種情報に基づき、引き続き、監督指導の実施等により法令遵守の徹底を図る。

(3) 労働基準機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応
ア 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。

長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上での確に対応。

申告受理件数(上期): 2,126件 前年同期2,120件
 (前年度同期比0.3%増)

相談件数(上期): 128,911件 前年同期126,149件
 (労働基準部・各署(支署)受付分)
 (前年度同期比2.2%増)

イ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

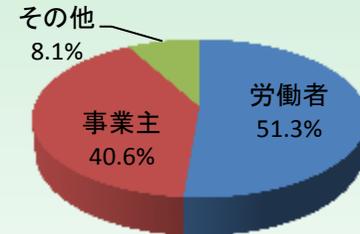
未払賃金立替払認定申請件数(上期): 144件 前年同期150件
 (前年度同期比4.0%減)

下半期の取組

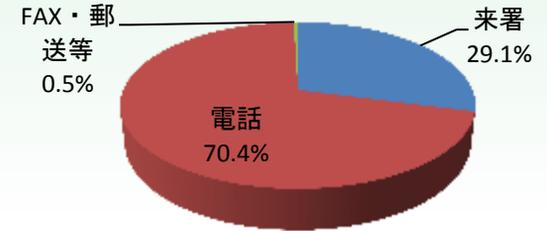
- 引き続き、賃金不払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 引き続き、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

相談の内訳(平成29年4月～9月)

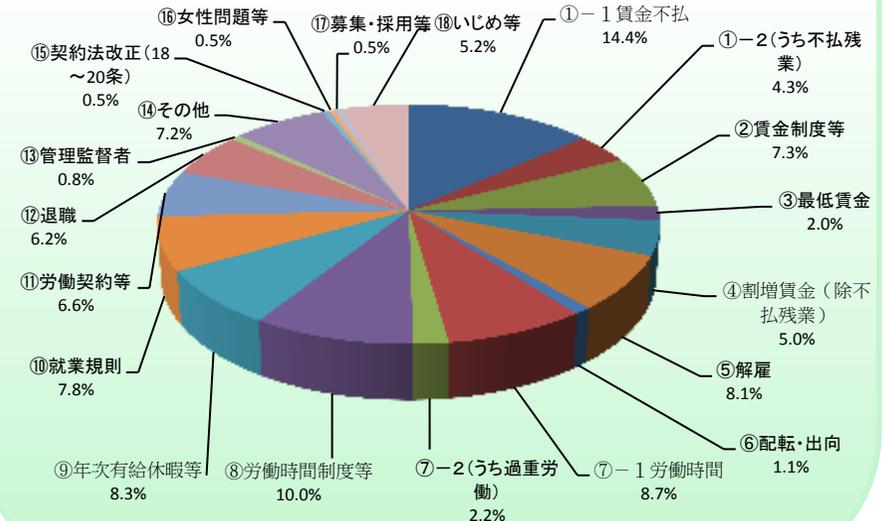
相談者労使の別



相談方法



相談内容



(4)労働基準法違反で書類送検した事例

過重労働撲滅に向けて、厚生労働省ではこれまでも長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策に取り組んできており、平成26年9月には、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減対策推進本部」が設置され、省を挙げて、これらの対策の強化に取り組んでいる。

当局においても、過重労働等の撲滅に向けた対策推進のため、著しい過重労働により労働基準法違反が認められるなど重大又は悪質な事案に対しては、厳正に司法処分を行うこととしている。

事例1

違法な長時間労働を行わせた旅行会社を労働基準法違反で書類送検

東京労働局は、平成29年6月14日、違法な時間外労働を行わせていた旅行会社ほか2名を、労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

労働者2名に対し、36協定で定める時間外労働の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたもの。

事例2

違法な長時間労働を行わせた運送会社を労働基準法違反で書類送検

立川労働基準監督署は、平成29年3月29日、違法な長時間労働を行わせていた運送会社ほか1名を、労働基準法違反の容疑で東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

〈事件の概要〉

労働者7名に対し、36協定で定める時間外労働の限度を超えて、違法な時間外労働を行わせたいたもの。

2 第12次東京労働局労働災害防止計画最終年度における労働災害防止対策

○ 労働災害発生状況

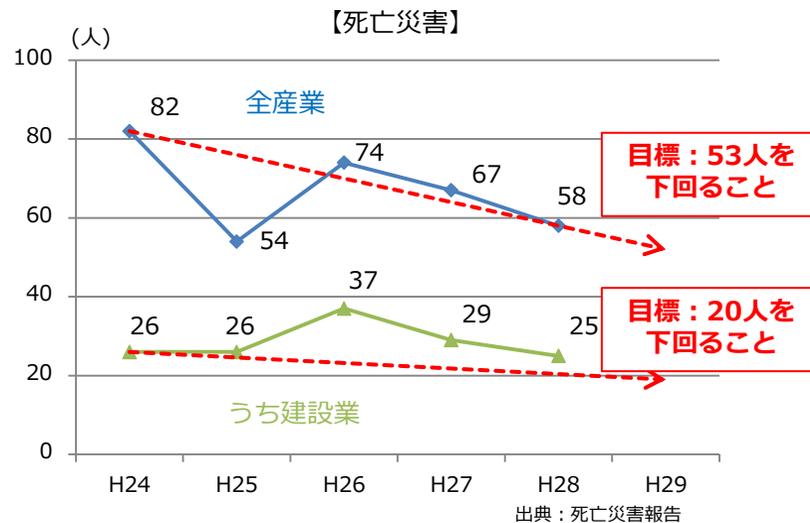
【死亡災害】

- 平成28年は58人（第12次防期間中に29%の減少）
うち、建設業は25人（同4%の減少）
- 平成29年9月（速報値）は37人（前年同期比±0）
うち、建設業は22人と全体の6割を占める（同16%の増加）

【休業4日以上の死傷災害】

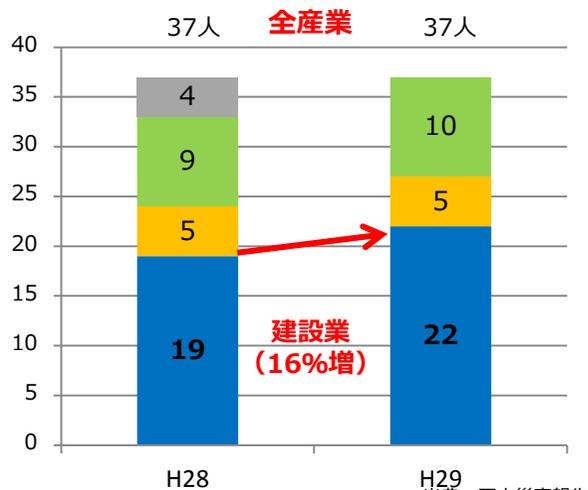
- 平成28年は9,585人（第12次防期間中に2.0%の減少）
うち、第三次産業は5,841人（同1.6%の増加）
- 平成29年9月（速報値）は5,945人（前年同期比3.4%の増加）
うち、建設業は790人（同14%の増加）
うち、第三次産業は3,613人（同4.5%の増加）

第12次防計画期間中の労働災害発生状況の推移

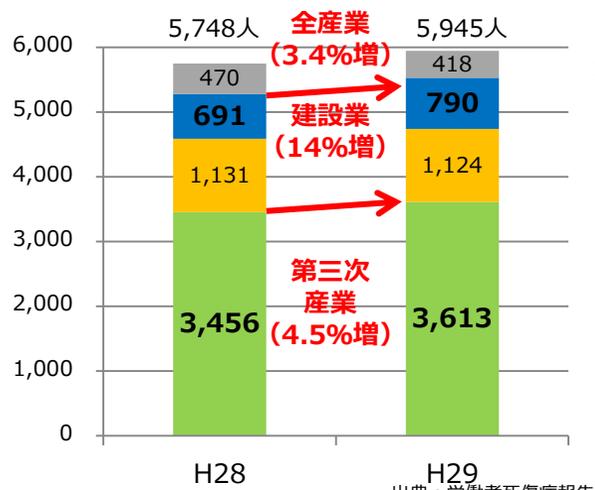


業種別労働災害発生状況（平成28・29年（9月速報値比較））

【死亡災害】



【休業4日以上の死傷災害】



【休業4日以上の死傷災害】



■ 建設業
■ 運輸交通業・貨物取扱業
■ 第三次産業
■ 製造業・その他

■ 建設業
■ 運輸交通業・貨物取扱業
■ 第三次産業
■ 製造業・その他

3 職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策等の推進

上半期の実績

(1) ストレスチェック制度実施の指導

- ・ 労働者数50人以上の事業場に対し、ストレスチェック制度を確実に実施させるため、結果報告未提出事業場に対する提出督促、集団指導、個別指導、集団指導を実施。

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場等に対し、パワーハラスメント対策の啓発指導を含む指導を実施。

(3) 化学物質による健康障害防止のための指導

- ・ 化学物質を取り扱うすべての事業場に対する計画的な監督指導・個別指導を実施。
- ・ 化学物質のリスクアセスメントの義務化の周知を実施するとともに、本省のパンフレット等により具体的な実施方法について指導。

(4) 働き方改革

- ・ 病気の治療と仕事の両立支援については、実行計画に基づき東京地域両立支援推進チームを設置し、7月に第1回目の会議を開催。
- ・ 地域版リーフレットを作成
- ・ セミナーを開催

下半期の取組

職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策の推進

1 ストレスチェック結果報告未提出事業場に対する指導

- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する、集団指導、個別指導の実施。

2 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場等に対し、パワーハラスメント対策の啓発指導を含むメンタルヘルス対策の指導等を実施。

3 化学物質のリスクアセスメントの周知と実施方法の指導

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの義務化の周知を引き続き実施するとともに、本省のパンフレット等により具体的な実施方法について指導。
- ・ 第2期計画策定に向け、自主点検を実施。

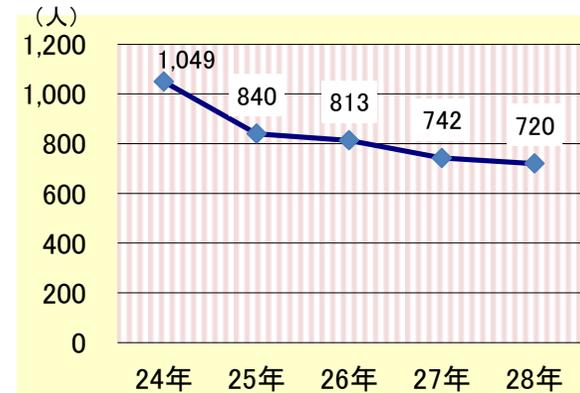
4 働き方改革

- ・ 10月開催した産業保健フォーラムにおいて、両立支援に取り組む企業の事例の発表、推進チームの紹介等のパネル展示を行った。

○ ストレスチェック実施結果報告書の提出状況

提出率 85.4% (H29.10.20現在)

○ 業務上疾病の発生状況の推移



4 最低賃金制度、家内労働制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(平成29年度改正)

- ① 時間額 958円(26円、2.79%の引上げ)
- ② 発効日 平成29年10月1日

(2) 改正最低賃金の周知・広報

広報誌, HP掲載依頼, リーフレット・ポスター配布
(以下の約4,000箇所)

- ① 国の機関、東京都、各区市町村
- ② 労使団体、地域・職域団体、同業者組合、郵便局等公的機関
求人情報誌、学校(大学・高校・専門学校・日本語学校)等
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場

(3) 中小企業・小規模事業者への支援措置の周知

- ① 東京都最低賃金総合相談支援センターの周知
最低賃金に関するワン・ストップ無料相談(専門家派遣等)
- ② 業務改善助成金の周知
(①と②の所管の雇用環境・均等部と連携して実施)
- ③ キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の周知
- ④ 人事評価改善等助成金
(③と④の所管の職業安定部と連携して実施)

下半期の取組

1 特定(産業別)最低賃金の円滑な審議

2 周知・広報

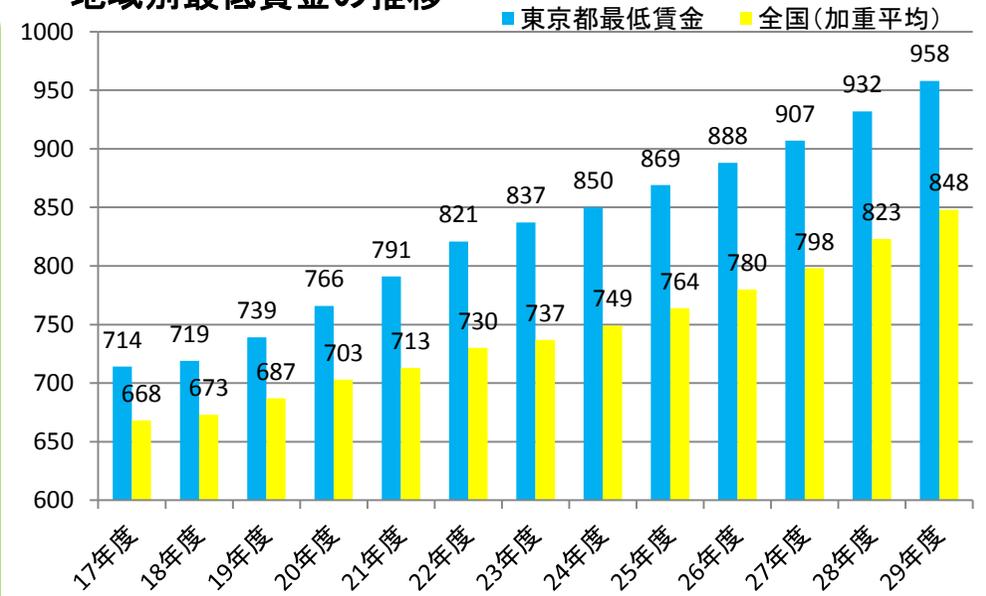
中小企業・小規模事業者を中心に改正最低賃金額、並びに支援センター利用、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)、人事評価改善等助成金の活用について、引き続き説明会等あらゆる機会を捉え所管部門との連携を図り周知を実施。

3 最低賃金履行確保監督の適切な実施

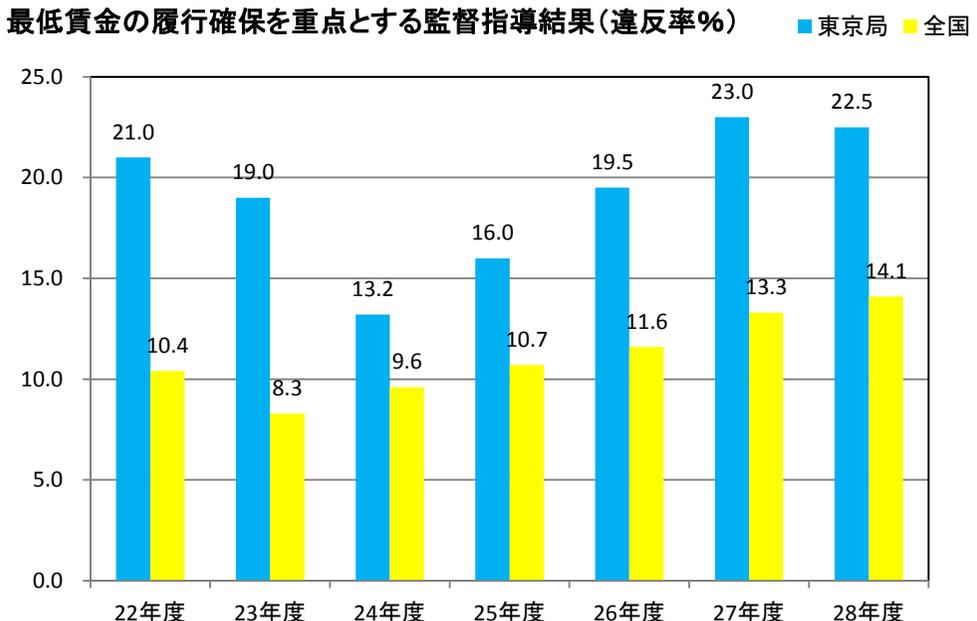
- ・ 管内状況及び各種の調査結果を踏まえた適切な対象業種の選定
- ・ 的確な監督指導の実施

4 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃改正の円滑な審議

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)



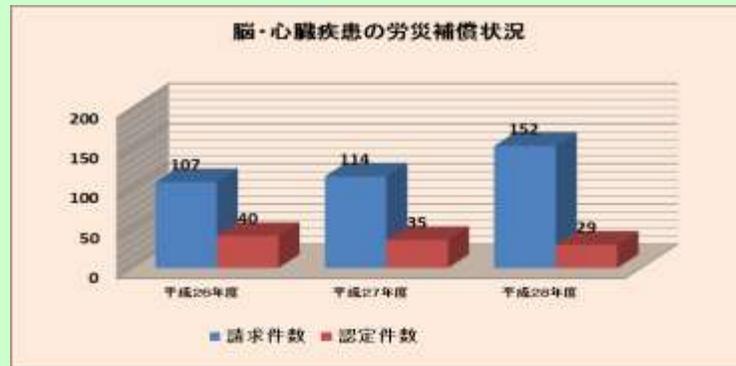
5 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な決定を実施

(2) 過労死等事案に係る適正な処理

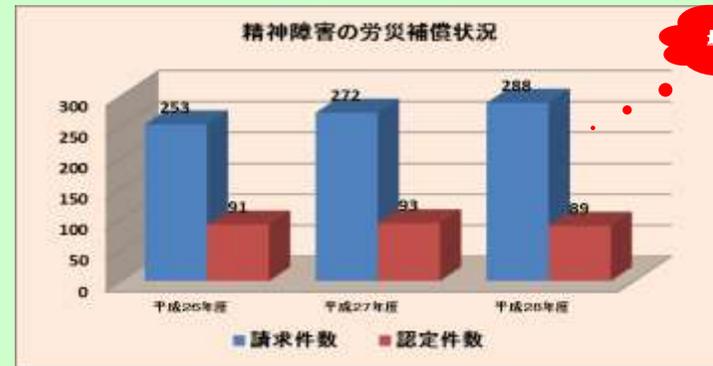
過労死等に係る労災請求事案については、各種認定基準等を的確に運用し、調査完了目標を設定した上で、効率的・効果的な調査を実施



給付決定件数(平成29年4月～平成29年9月)

給付の種類	件数(件)	昨年同期比
療養(補償)給付	201,351	0.98%
休業(補償)給付	21,387	-1.02%
障害(補償)給付 (注)	22,037	-1.02%
遺族(補償)給付 (注)	24,878	-1.00%

(注)年金給付含む



(3) 石綿関連疾患の労災請求事案に係る的確な対応

- ・ 効率的な調査を行い、認定基準等に基づいた適正な決定を実施
- ・ がん診療連携拠点病院等を訪問し、受診者に対する労災請求勧奨を依頼
- ・ 認定事業場に対して退職労働者等へ労災補償制度の周知等を文書で依頼



下半期の取組



- 1 脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患を始め、労災保険給付の請求について引き続き各種認定基準等に基づいた適正な決定を迅速に実施することとし、特に処理に長期間を要する特別な事情が認められる事案を除き、請求書受付後6か月以内の事務処理を徹底する。
- 2 過労死等事案に係る労働時間の認定については、監督担当部署と情報共有を図り、局署一体となった認定を実施する。

■ハローワークのセーフティネットとしての機能強化

1 マッチング機能の更なる充実・強化

(1) 平成29年度(4月～9月)における職業紹介業務取扱状況

- ・就職件数は、65,519件(達成率99.8%)
- ・充足数は、88,353件(達成率99.6%)

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

求職票の完全記入や相談記録の確実な入力等、常にマッチング場面を意識した基本業務の徹底を土台に、求職者支援の更なる強化。

具体的には、相談窓口において真にハローワークの支援が必要な求職者に対して、予約制・個別担当者制を積極的に活用するなどきめ細かな就職支援を実施。

(3) 求人者に対する充足支援の更なる強化

求人者ニーズの把握、求人への受理・充足といった求人者サービスを充実・強化することは、豊富な求人情報の提供や職業紹介・就職の実現を通じ、求職者サービスを充実することにもつながることから、これを平成29年度の重点課題として捉え、求人部門が主体となり、充足会議等を通じて職業相談部門と連携した取組を実施。

また、求人票の作成に当たっては完全記入を徹底するとともに、求職者から見て分かり易く、かつ詳細な内容が記載され、また、求人内容の長所を引き出し、求職者にアピールできる求人票となるよう、求人者に求職者のニーズに係る情報を提供して、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載内容に係るコンサルティングを実施。

なお、求人が未充足の場合には、求人条件緩和指導をはじめ、求める人材像の明確化、企業や取扱商品などのアピールポイント等の補足情報を追加するなど、求人をリフレッシュさせて充足させることを意識したサービスを積極的に実施。

下半期の取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングを始めとする各種取組みを着実に実施する。

・広域的な連携

求人への充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

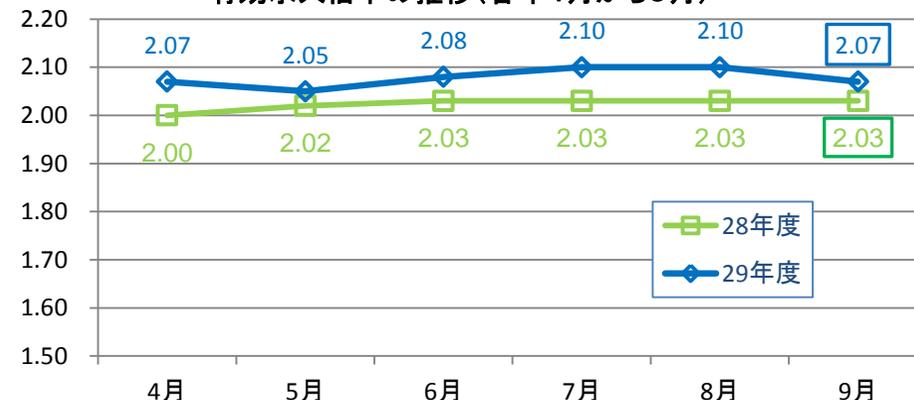
・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。

平成29年度 職業紹介業務取扱状況(4月から9月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	236,001	243,540	103.2%	248,536	▲2.0%
紹介件数	522,897	498,899	95.4%	538,615	▲7.2%
就職件数	65,681	65,519	99.8%	68,793	▲4.8%
就職率(%)	27.8	26.9	▲0.9P	27.7	▲0.8P
新規求人数	752,479	757,825	100.7%	758,896	▲0.1%
充足数	88,720	88,353	99.6%	93,580	▲5.6%
充足率(%)	11.8	11.7	▲0.1P	12.3	▲0.6P

有効求人倍率の推移(各年4月から9月)



平成29年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から9月)

	平成29年度	平成28年度	前年同期比
受給資格決定件数	68,879	70,967	▲2.9%
受給者実人員(月平均)	36,422	38,109	▲4.4%
再就職手当支給決定件数	19,158	19,149	0.0%
就職件数	16,109	17,450	▲7.7%
早期再就職件数(7月末現在)	15,917	15,709	1.3%

■最近の雇用失業情勢

【トピックス】

・平成29年9月の有効求人倍率(季節調整値)は2.07倍となり、前月より0.03ポイント低下した。4か月ぶりに前月を下回ったが、18か月連続の2倍台となった。(有効求人倍率2倍台は昭和47年12月:2.05倍～昭和49年6月:2.04倍の19か月連続が過去最長)

最近の雇用失業情勢 (平成28年9月～平成29年9月)

【東京労働局職業安定部】

年月	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	⑨ 全国		⑩ 南関東	
					全国	東京都	全国	東京都			万人・%	万人・%	⑪ 完全失業者数	⑫ 完全失業率
					万人・%	万人・%	万人・%	万人・%			万人・%	万人・%		
平成26年度	45,027 (▲4.4)	116,323 (6.5)	203,187 (▲6.0)	327,227 (8.2)	1.69 (0.16p)	2.58 (0.26p)	1.11 (0.14p)	1.61 (0.21p)	12,412 (▲0.8)	16,541 (▲1.1)	233 (▲23)	3.5 (▲0.4p)	69 (▲10)	3.5 (▲0.6p)
平成27年度	41,900 (▲6.9)	122,846 (5.6)	192,451 (▲5.3)	348,899 (6.6)	1.86 (0.17p)	2.93 (0.35p)	1.23 (0.12p)	1.81 (0.20p)	11,899 (▲4.1)	15,854 (▲4.2)	218 (▲15)	3.3 (▲0.2p)	66 (▲3)	3.3 (▲0.2p)
平成28年度	39,728 (▲5.2)	128,909 (4.9)	181,407 (▲5.7)	369,664 (6.0)	2.08 (0.22p)	3.24 (0.31p)	1.39 (0.16p)	2.04 (0.23p)	10,916 (▲8.3)	14,880 (▲6.1)	203 (▲15)	3.0 (▲0.3p)	64 (▲2)	3.2 (▲0.1p)
平成28年9月	39,706 (▲1.0)	135,183 (12.1)	180,582 (▲5.3)	367,210 (6.9)	2.10 [0.03p]	3.33 [0.17p]	1.38 [0.01p]	2.03 [0.00p]	10,827 (▲8.2)	14,870 (▲5.3)	204 (▲23)	3.0 [-0.1p]	61 (▲4)	3.1 (▲0.2p) (全国 3.1 ▲0.3p)
10月	40,655 (▲11.3)	132,464 (▲0.6)	182,198 (▲6.5)	375,787 (5.4)	2.11 [0.01p]	3.23 [-0.10p]	1.40 [0.02p]	2.05 [0.02p]	11,274 (▲10.8)	15,025 (▲10.2)	195 (▲13)	3.0 [0.0p]		
11月	34,607 (▲0.5)	126,547 (3.4)	177,794 (▲5.5)	376,906 (4.8)	2.15 [0.04p]	3.34 [0.11p]	1.41 [0.01p]	2.05 [0.00p]	10,563 (▲8.8)	14,447 (▲6.6)	197 (▲13)	3.1 [0.1p]	64 (3)	3.2 (0.1p) (全国 2.9 ▲0.2p)
12月	29,052 (▲4.8)	120,889 (5.7)	166,410 (▲5.7)	364,451 (3.5)	2.19 [0.04p]	3.42 [0.08p]	1.43 [0.02p]	2.06 [0.01p]	9,811 (▲8.2)	13,240 (▲6.2)	193 (▲11)	3.1 [0.0p]		
平成29年1月	41,404 (2.7)	133,295 (2.3)	167,701 (▲3.2)	367,824 (4.2)	2.13 [-0.06p]	3.06 [-0.36p]	1.43 [0.00p]	2.05 [-0.01p]	9,277 (▲8.4)	12,095 (▲7.0)	197 (▲14)	3.0 [-0.1p]		
2月	40,147 (▲6.1)	139,032 (2.8)	172,694 (▲3.3)	379,720 (2.7)	2.12 [-0.01p]	3.17 [0.11p]	1.43 [0.00p]	2.04 [-0.01p]	10,240 (▲5.3)	14,012 (▲3.6)	188 (▲25)	2.8 [-0.2p]	59 (▲7)	3.0 (▲0.3p) (全国 2.9 ▲0.3p)
3月	42,340 (▲0.9)	135,789 (3.1)	181,340 (▲3.1)	390,572 (2.5)	2.13 [0.01p]	3.28 [0.11p]	1.45 [0.02p]	2.06 [0.02p]	11,038 (▲7.7)	16,165 (▲6.4)	188 (▲28)	2.8 [0.0p]		
4月	49,695 (▲2.2)	120,247 (▲2.6)	190,107 (▲2.9)	373,907 (1.0)	2.13 [0.00p]	3.03 [-0.25p]	1.48 [0.03p]	2.07 [0.01p]	11,766 (▲6.3)	15,895 (▲6.5)	197 (▲28)	2.8 [0.0p]		
5月	42,073 (0.2)	123,402 (1.5)	191,501 (▲1.4)	361,472 (0.3)	2.31 [0.18p]	3.45 [0.42p]	1.49 [0.01p]	2.05 [-0.02p]	11,215 (▲4.5)	15,102 (▲5.0)	210 (▲7)	3.1 [0.3p]	63 (▲2)	3.1 (▲0.2p) (全国 3.1 ▲0.3p)
6月	39,800 (▲3.1)	134,555 (2.1)	187,379 (▲2.0)	364,071 (0.5)	2.25 [-0.06p]	3.46 [0.01p]	1.51 [0.02p]	2.08 [0.03p]	11,296 (▲5.7)	15,314 (▲6.7)	192 (▲18)	2.8 [-0.3p]		
7月	36,102 (▲4.3)	121,267 (▲1.1)	180,780 (▲2.4)	362,236 (0.7)	2.27 [0.02p]	3.38 [-0.08p]	1.52 [0.01p]	2.10 [0.02p]	10,549 (▲6.0)	14,174 (▲6.7)	191 (▲12)	2.8 [0.0p]		
8月	37,638 (▲1.1)	126,509 (1.9)	178,493 (▲1.7)	365,826 (1.4)	2.21 [-0.06p]	3.28 [-0.10p]	1.52 [0.00p]	2.10 [0.00p]	9,985 (▲4.6)	13,489 (▲5.0)	189 (▲23)	2.8 [0.0p]	58 (▲3)	2.8 (▲0.3p) (全国 2.8 ▲0.3p)
9月	38,232 (▲3.7)	131,845 (▲2.5)	177,355 (▲1.8)	366,616 (▲0.2)	2.26 [0.05p]	3.28 [0.00p]	1.52 [0.00p]	2.07 [-0.03p]	10,708 (▲1.1)	14,379 (▲3.3)	190 (▲14)	2.8 [0.0p]		

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分及び年分は原数値である。(季節調整値は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の()内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の[]内は、前月との比較(比率)である。

3 新規・有効求人数、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑪⑫欄は、南関東(東京、埼玉、千葉、神奈川)及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、平成27年国勢調査結果を基準とする新基準で遡及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

■労働環境の整備・生産性の向上

1 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善

- ・東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」に基づき実施。
- ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などの取組を促進するため、定期的に事業主向け説明会を開催して、「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進。
- ・「トライアル雇用助成金」の活用を促し、フリーター、ニート等の正社員就職を促進。
- ・フリーター等の正社員就職のための支援拠点である、わかものハローワークにおいて、セミナー開催、求職者支援制度の活用等を通じて、一人一人のニーズに応じた支援を実施。

(2) 雇用関係助成金の活用による企業の生産性向上

- ・一部を除く助成金において、生産性の向上を図る企業に対して助成の割増等を行う「生産性要件」を設定。地域の関係機関や事業主団体及び金融機関等と連携し、事業主に対して制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取り組みを支援。

【平成29年4月から9月末までの正社員就職件数】

目標件数	実績	進捗率
30,847	28,858	93.6%

下半期の取組

・「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」、「平成29年度東京都雇用対策協定に基づく事業計画」等に基づき積極的な業務を推進

【福祉分野】

- ・都内6か所に設置しているハートフルワークコーナーを中心とした、きめ細やかな職業相談、求人充足に向けたコンサルティング支援、介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援を実施
- ・積極的な面接会（ツアー型面接会含む）、各種セミナー等の開催
- ・11月11日の「介護の日」に合わせ、11月を「福祉人材確保重点実施期間」とし、都内各HWにおいて集中的に求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を実施
- ・東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施

【建設分野】

- ・人材不足が顕著な職種（介護、建設、警備、運輸など）の人材確保支援を専門的に行う総合窓口として「人材確保支援コーナー」を池袋所のサンシャイン庁舎に設置し、求人者に対しては未紹介又は未充足求人へのフォローアップ等、求職者には各種情報の発信、面接会等の実施
- ・一般社団法人東京建設業協会との連携による企業説明会及び就職面接会の実施、また、雇用管理改善促進事業の効果的な運営を図るため、周知・広報の強化を図る

2 人手不足分野などにおける人材確保等の総合的な推進

(1) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

- ・建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充内容等の周知や制度の活用促進を図るとともに、人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）の実施による建設分野の雇用管理改善を引き続き推進。
- ・介護分野では、平成29年度新たな委託事業である「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（東京都）」を実施し推進していくとともに、その成果を踏まえつつ、求人受理や求人充足サービス等のあらゆる機会を活用し事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進。

(2) 福祉分野（介護、医療、保育職種）

- ・福祉分野の専門窓口「ハートフルワークコーナー」を都内6か所に設置し、担当制によるきめ細やかな職業相談・紹介、求人票だけでは分からない情報（施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など）の提供によるマッチング強化。
- ・潜在的有資格者を把握し積極的な求人情報等の提供や新規求人をターゲットとした事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施。
- ・東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有化事業を実施。
- ・東京都及び関係機関との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信。

(3) 建設分野

- ・建設関係職種の未充足求人等のフォローアップや就職面接会の開催等によるマッチング支援、未経験者向けの企業説明会や現場見学会の開催。
- ・魅力ある職場づくりのための建設事業主向けセミナーの開催等「建設人材確保プロジェクト」を積極的に推進。
- ・（一社）東京建設業協会をはじめとした建設業団体との連携による周知啓発
- ・「建設労働者確保育成助成金」等関連助成金制度の周知

■地方創生の推進

1 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

(1) 雇用対策協定等の推進

東京都雇用対策協定に基づき、非正規雇用労働者の増加や福祉分野の人材不足などの地域の課題に対し、機動的かつ総合的な雇用対策を実施。また、対策を展開するに当たっては、東京都と連携・協力した取組の推進に加え、区市町村が実施する福祉・雇用施策等との密接な連携を図る。

(2) 地方公共団体とハローワークの一体的実施事業の推進

区市町村からの提案をもとに、ハローワークが行う無料職業紹介等と区市町村が行う業務を協定に基づき一体的に実施することで、地域の求職者の利便性の向上と就職促進を図る。

(3) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当制による個別支援等を実施するほか、定期的な巡回相談の実施等により福祉事務所等へ早期にアプローチする取組みや労働局と地方公共団体との雇用対策協定による地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置を拡大する。さらに、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援対象者に対する相談支援を実施する相談機関との連携を更に深め、早期就労に向けたきめ細かい相談支援サービスを実施。

(4) ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介(5区10市1町16箇所を実施)

ハローワークが原則として設置されていない地域において、当該区市町村と連携して設置・運営する「ふるさとハローワーク」を通じ、地域住民の利便性の向上と一層の就職促進に努めるとともに、区市町村と連携した就職面接会等の積極的開催等を通じ、緊密な信頼関係の構築に努める。

(5) 地方公共団体との協議・意見交換

地域雇用問題連絡会議(23区26市1町と38回開催)

ハローワーク・監督署と区市町村との雇用問題連絡会議を開催し、国の雇用対策及びハローワークの事業等について十分な説明を行い、理解を得るとともに、各地域における労働行政に対するニーズを把握し、区市町村と連携しつつ実施する各種事業等を通して行政サービスの向上を図る。

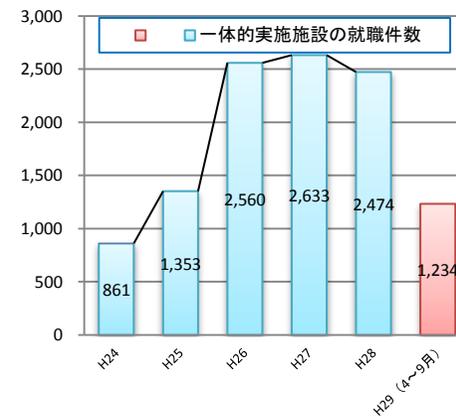
下半期の取組

- ・東京都雇用対策協定に基づく事業計画を実施。
- ・ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を1か所で行う「利用者の視点に立っての一体的実施」を継続的に展開。
- ・地域の利便性向上を図るふるさとハローワークの運営

一体的実施事業取扱状況



生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全22カ所)



一般求職者を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全3カ所)

生活保護受給者等就労自立促進事業取扱状況(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
3,776	3,981	105.4%

ふるさとハローワーク取扱状況: 就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
6,264	6,423	102.5%

■女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の推進

(1) 女性のライフステージに対応した活躍支援

・ハローワーク品川にマザーズコーナーを新たに設置し、就職支援サービスを推進。

・マザーズハローワーク・コーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行うなかで、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施

また、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保など、求職者ニーズに応じた求人確保に努める。

【平成29年度上半期の取組状況】 ※ 担当者制による支援状況

対象者 目標数	実績	進捗率	就職 目標数	実績	進捗率
2,580	2,947	114.2%	2,285	2,771	121.3%

(2) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

地方公共団体やNPO法人等との連携により、マザーズハローワークにおける支援内容等の情報発信や支援を必要とする者の把握に努めるものとする。

また、各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワークの支援内容等を説明のうえ、マザーズハローワークにおける支援が効果的であると思われる者について、担当者制による支援等により就職支援を実施する。

【平成29年度上半期の取組状況】 ※ 母子家庭の母等ひとり親等の就職状況

新規求職者数	就職件数	就職率
6,930	2,170	31.3%

※ 記載の数字は29年度 9月累計

下半期の取組

・マザーズハローワークにおいては、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進する。

・引き続き、求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等を図る。

・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会を共催し、子育て中の女性やひとり親等に求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

2 若者の活躍促進

(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

ア 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化

各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

【平成29年9月末現在】

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(%) (③/②)
30年3月卒	109,055	6,327	3,369	44,803	7.08	53.2%
前年比	▲0.4%	▲2.0%	4.5%	9.8%	0.76P	3.3P

イ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークの2つの拠点において、新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター等が年度の早い段階から計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、支援ニーズを的確に把握し就職支援やセミナー等を実施。

また、東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

下半期の取組

・未内定学生・生徒への就職支援

学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。

・若者雇用促進法の周知

青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて行う。

・労働法制の知識の付与

職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知、啓発を行い、学校の要望により講師派遣を行う。

(2) 若年者雇用対策の推進

ア わかものハローワーク等による就職支援

不安定就労の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)及び各ハローワークに設置するわかもの支援窓口において、個別担当者制を中心とする対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施。

イ 職業能力開発施策の効果的活用

職業能力形成機会が不足している若年者については、その特性に配慮した各種職業訓練等の情報提供及び適切な受講あっせんを行うことで早期就職の実現に向けた支援を実施。

ウ 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

フリーター等の就職支援に当たっては、若者ステップアッププログラムに基づき、セミナー・ジョブクラブ・書類作成・面接対策など各種の就職支援メニューを適宜組み合わせ、支援対象者個々の課題に応じた柔軟な対応による職業相談・職業紹介を実施。

また、就職面接会・定着支援セミナー等の実施による正社員就職機会の提供、就職後の職場定着支援を実施。

【都内わかものハローワークでの就職支援状況(4月～9月)】

新規求職者	紹介数	HW紹介就職数
6,995	18,930	1,988

【フリーター等の就職状況(4月～8月)】

目標数	実績	達成率
17,586	14,908	84.8%

下半期の取組

・フリーター等の正社員転換等に係る意識啓発を図るとともに、若者の正社員就職の実現を促進するため、11月1日～12月15日を「若者正社員就職応援キャンペーン」期間と設定し、都内わかものハローワーク及びわかもの支援窓口を中心に集中的な若者向け面接会・セミナー等を計画し、労働局HP等で一元的に広報することで正社員就職の促進を図る取組みを実施。

また、本キャンペーン期間中において、都内わかものハローワーク3施設共催による「3夜連続面接会」を実施。平成30年2月～3月に駆けて「若者正社員就職応援キャンペーン」第2弾も実施予定。

・都内わかものハローワークにおけるSNS(Facebook・LINE@)を活用した情報発信及びホームページ掲載内容の充実強化を図る。また、自治体・関係機関等に対する周知広報の協力依頼を改めて実施するほか、周知用テーブルスタンド等の作成によるファミレス広告や新聞広告等、新たな媒体を活用した周知広報の強化に取組む。

マザーズハローワーク

- 予約担当者制によるきめ細やかな就職支援
- 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保と事業所情報の収集・提供
- 託児付きセミナー・パソコン講習の開催
- 自治体等との連携による保育サービス関連情報の提供



所名	設置施設(マザーズ)
渋谷	マザーズハローワーク東京
足立	マザーズハローワーク日暮里
立川	マザーズハローワーク立川
品川	マザーズコーナー
大森	マザーズコーナー
池袋	マザーズコーナー
木場	マザーズコーナー
八王子	マザーズコーナー
町田	マザーズコーナー
府中	マザーズコーナー

新卒応援ハローワーク

- 予約担当者制による職業相談・紹介
- 本番さながらの模擬面接の実施
- 求人閲覧、企業情報収集、内定者の就活報告等の各コーナー設置
- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・グループディスカッション等の各種セミナー開催
- 合同就職面接会、合同会社説明会の開催等
- LINE@、Twitterでの情報発信



所名	設置施設
新宿	東京新卒応援ハローワーク
八王子	八王子新卒応援ハローワーク

わかものハローワーク

- 個別担当者制による職業相談・紹介
- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・コミュニケーション等の各種セミナー開催
- 求人閲覧、適職診断、応募書類作成、企業情報収集等の各コーナー設置
- ミニ就職面接会の開催等
- LINE@、Facebookでの情報発信



所名	設置施設
渋谷	東京わかものハローワーク
新宿	新宿わかものハローワーク
足立	日暮里わかものハローワーク

3 高齢者雇用対策の推進

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労促進

(1) 高齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導・助言

高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対し速やかに改善をはかるための個別指導を徹底するとともに、必要に応じて支援・助言を実施。

(2) 年齢にかかわらず働くことができる企業等の普及

継続雇用制度の対象者基準を設けている(経過措置)企業に対し、希望者全員が65歳以上まで働ける制度への改定の必要性について啓発・指導を実施。

(3) 高齢者の再就職の援助・促進

高齢者、特に65歳以上の求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計や支援チームによる就労支援を行う生涯現役支援窓口を都内4所(大森・池袋・足立・立川)から8所(新宿・墨田・木場・府中を新設)に拡充し、高齢者の再就職支援を推進。

(4) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高齢者雇用安定法の改正で、シルバー人材センターの業務範囲が拡充、地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合との連携を強化

下半期の取組

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」に基づき、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援を実施し、働きかけを行う。
- ・高齢者求職者に対する生涯現役支援窓口への誘導強化を図る。

4 障害者、難病、がん患者等の活躍促進

(1) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に関し、適切な助言・指導を実施。

(2) 法定雇用率達成指導の徹底

実雇用率が特に低い中小企業に対する雇用支援・指導を実施することにより、法定雇用率達成企業割合及び実雇用率の改善を図る。

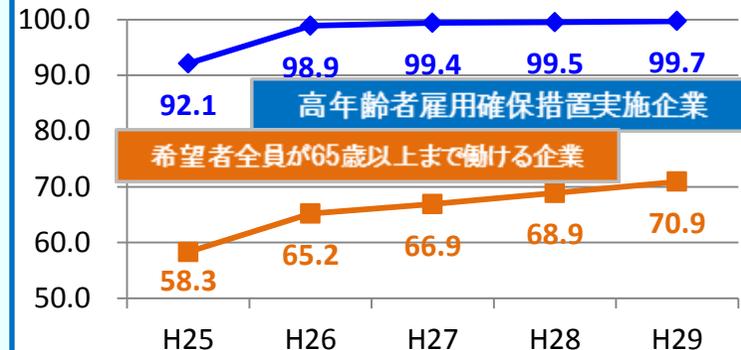
(3) 障害者の雇用機会の拡大

関係機関との連携により、障害者の職域開発、職場実習、個別求人開拓を実施するほか、就職面接会を開催し応募機会の拡大を図る。また、ハローワークの専門相談員による障害特性に応じたきめ細かい支援、医療機関等関係機関と連携したチーム支援を実施。

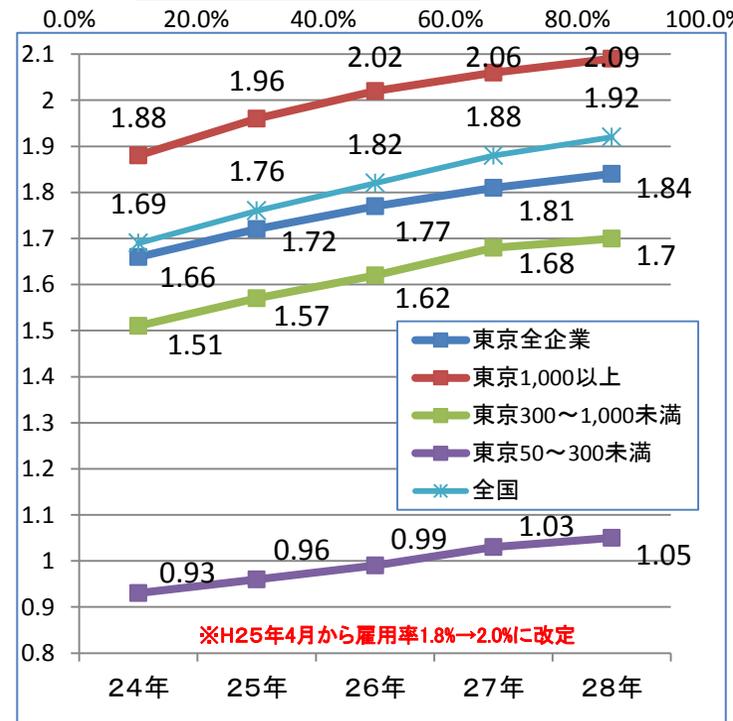
下半期の取組

- ・平成30年4月の法定雇用率引き上げを見据え、雇用率未達成となる可能性が高い事業所に対し計画的な指導を実施する。
- ・企業向けに「障害者雇用支援セミナー」及び「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、精神・発達障害者等の雇用促進及び職場定着を図る。

雇用確保措置実施企業割合の推移(31人以上企業)



雇用確保措置の内訳



5 外国人雇用対策の推進

(1) 留学生の国内就職支援の強化

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介に努める。また、留学生を対象とした就職面接会を開催するほか、大学等への出張ガイダンスやインターンシップの実施等により、日本国内での就職を希望する留学生を支援する。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努める。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援する。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人積極的に開拓する。

(4) 外国人労働者の就業改善の推進

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者専門官を中心に、外国人指針に基づく事業主計画を計画的・機動的に実施する。また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行う。

下半期の取組

- ・平成29年度 第2回外国人留学生就職面接会(10月16日、17日、18日開催)
参加企業66社 参加者数1,653人
- ・平成29年度 第3回外国人留学生就職面接会(1月予定)
1月卒業予定の外国人留学生を対象に、卒業前の集中支援として実施

東京外国人雇用サービスセンター 業務取扱状況(4月～9月)

就職目標数	実績値	達成率
178	253	142.1%

新宿外国人雇用支援・指導サービスセンター 業務取扱状況(4月～9月)

就職目標数	実績値	達成率
960	1,030	107.3%

外国人雇用にかかる主な取組

■外国人労働者雇用管理セミナー

外国人材の活用促進を図るとともに、東京入国管理局・労働基準監督署とも連携の上、外国人労働者の雇用管理改善に関する啓発、情報提供を行った。

6月28日 日本教育会館にて開催:参加人数566人

■外国人留学生就職面接会

卒業後に日本での就職を希望する外国人留学生及び概ね卒業後3年以内の者を対象に開催

≪第1回開催 7月5日:新宿NSイベントホール≫

参加企業数110社 参加求職者数1,535人

≪第2回開催 10月16～18日:新卒応援ハローワーク≫

参加企業数 66社 参加者求職者数1,653人 (3日間合計)

≪第3回開催(予定) 1月24～26日:新卒応援ハローワーク≫

参加予定企業数60社

■職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定する。

(2) 公的職業訓練、求職者支援訓練による能力開発及び就職支援

ハローワーク未利用者層の取込と、職業相談の過程で、職業訓練によって安定した就職への可能性が高まる者を主体的に誘導し、職業訓練窓口でキャリア・コンサルティングを行い適切な職業訓練に受講あつせんする。

このため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」に、当局独自のキャラクターにより、東京都や関係機関と連携の上、効果的な周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及び更なる活用促進を図る。

また、職業訓練を必要とする求職者の利用が多いと見込まれる「わかものハローワーク」「マザーズハローワーク」には、的確な情報提供と職業訓練への確実な誘導を行うため、職業訓練窓口からの誘導も実施する。

訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制による提案型職業紹介を徹底するほか、訓練受講生が応募可能な求人の確保に努める。

訓練上限数（計画数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
公共訓練（施設内訓練）	4,815人	4,745人	4,620人	▲2.6
公共訓練（国委託訓練）	8,050人	7,820人	7,792人	▲0.4
公共訓練（都委託訓練）	1,765人	1,910人	1,920人	+0.5
求職者支援訓練	9,540人	10,340人	7,900人	▲23.6

平成29年度の就職率

- 公共職業訓練 施設内 77.6 % (目標80%) 委託50.4%(目標75%)
- 求職者支援訓練 基礎 53.4 % (目標55%) 実践62.1%(目標60%)

※求職者支援訓練の就職率は、直近(平成29年9月15日現在)のデータであり確定値ではない。

公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
平成28年度（4月～9月）	7,446	2,190	9,636
平成29年度（4月～9月）	7,236	2,144	9,380
対前年同月比	▲2.8	▲2.1	▲2.7

職業訓練制度に係るセミナー開催状況

(9月末現在)

	開催回数(回)	参加者(名)
職業訓練セミナー	103	2,465

職業訓練を通じた新たな就職支援の実施

(9月末現在)

	実施回数(回)	企業数(社)	参加人数(名)
ツアー型面接会	5	7	80
ミニ面接会(会社説明会含む)	13	76	280

下半期の取組

【東京都雇用対策協定に基づく取組み】

- ①地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と連携し、調査を実施する。
- ②労働局独自に開発したキャラクター「キャリアあつぷるくん・スキルあつぷるちゃん」に加え、厚生労働省が平成29年10月3日に決定した全国統一のロゴマーク「ハロトレくん」を活用し、ハロートレーニング(公的職業訓練)の認知度向上及び更なる活用促進を図る。
- ③公共職業訓練(施設内訓練)修了者の未就職者情報の共有化を図り、訓練受講中からハローワークの支援に繋げる取組みを実施する。
- ④公共職業訓練(委託訓練)受講生すべてを訓練最終月に設定されている「就職活動日」にハローワークへ誘導し、マッチング支援に効果的に繋げる取組みを実施する。
- ⑤就職支援については、③、④の取組み等を基にミニ面接会、ツアー面接会等を各ハローワークで定期開催することにより、紹介就職の実績向上に努める。

■計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価
(全所必須指標)

(1) 主要指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価(③は29年7月実績)

主要指標	29年度 目標数	実績値	進捗 割合
①就職件数(常用)	114,300件	59,587件	52.1%
②求人充足数 (常用)	152,000件	78,737件	51.8%
③雇用保険受給者の早期再就職件数	43,000件	15,917件	37.0%

(2) 補助指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価

補助指標	29年度 目標数	実績値	取組 結果
①ハローワークの利用者に対するアンケート調査の満足度(求人者向け)	90%	-	-
②ハローワークの利用者に対するアンケート調査の満足度(求職者向け)	90%	-	-
③求人に対する紹介率	23.5%	22.8%	▲0.7P
④求職者に対する紹介率	19.4%	17.8%	▲1.6P

ハローワークごとの重点的な取組の評価
(所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に関する指標に基づく評価

所重点指標	29年度 目標数	実績値	進捗 割合
①生活保護受給者等の就職件数	7,462件	3,981件	53.4%
②障害者の就職件数	6,495件	3,992件	61.5%
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	20,805件	11,255件	54.1%
④ハローワークの職業紹介により、正規雇用結び付いたフリーター等の件数	33,940件	14,908件	43.9%
⑤マザーズハローワーク事業における就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	89.1%	取組結果 94.0%	4.9P
⑥正社員求人数	731,157人	345,099人	47.2%
⑦正社員就職件数	60,030件	28,858件	48.1%
⑧介護・看護・保育分野の就職件数	12,300件	5,917件	48.1%
⑨建設分野の就職件数	3,489件	1,810件	51.9%
⑩生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	1,046件	579件	55.4%

(4) 所重点項目に対する評価

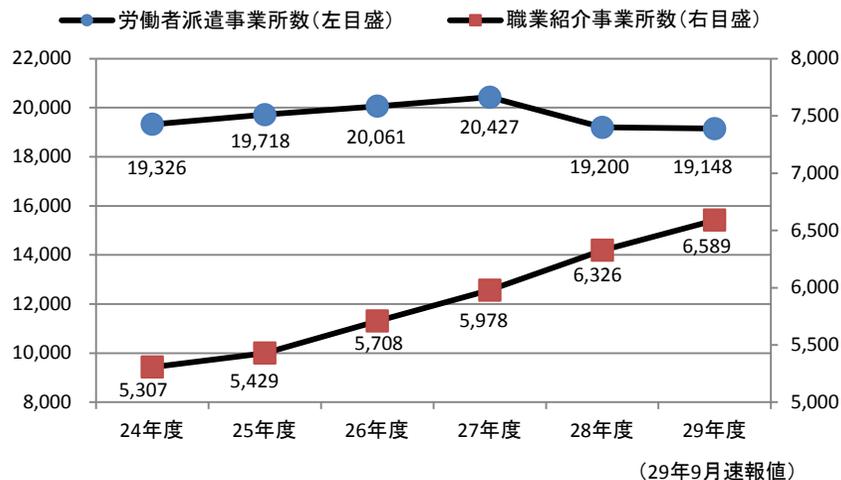
中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況を評価

- ・職員による事業所訪問の実施
- ・求職者担当制の実施
- ・職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- ・求人に対する担当制の実施 など

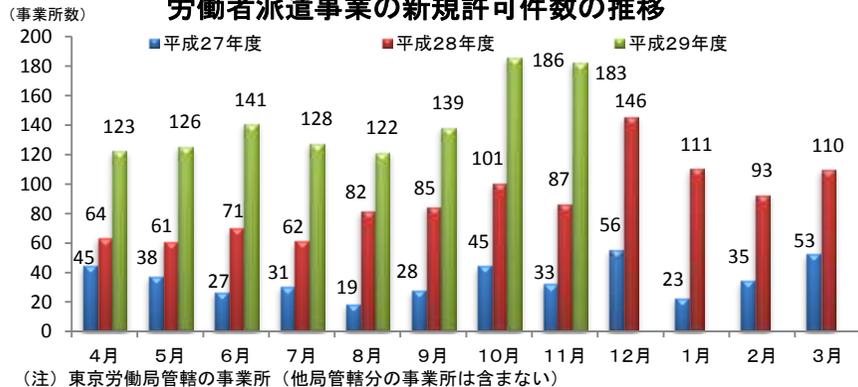
※主要指標、補助指標、所重点事項については、29年9月実績分を記載(雇用保険受給者の早期再就職件数については、平成29年7月分までを記載)

民間人材ビジネスの動向

許可・届出の状況(東京局管内)



労働者派遣事業の新規許可件数の推移



下半期の取組

(旧)特定労働者派遣事業からの許可制への移行申請が増加傾向。管内に約12,600事業所の(旧)特定労働者派遣事業所が存在し、経過措置終了(H30.9.29)までに、円滑に許可制に移行するための事業主への働きかけを強化。

法制度の周知・広報

集団指導(平成29年4月~9月実績)

対象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	39	3,013
派遣先事業主	4	264
職業紹介事業主	24	1,210
労働者	3	84
関係団体等	9	564
計	79	5,135

改正職業安定法の周知・広報

- 改正職業安定法(平成30年1月1日施行)の概要
 - 職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付け
 - 求人者等が当初に明示した労働条件の変更等を行う場合に
変更等の明示を義務付け
 - その他、虚偽の求人申込み時の罰則適用、募集情報等提供
事業の指針等の整備
- 改正職業安定法説明会の開催
 - 平成29年10月24日(AM/PM)
日本教育会館(千代田区)
 - 同年11月10日(AM/PM)
たましんRISURUホール(立川市)
 - 同年11月15・16日(AM/PM)
メルパルクホール(港区)



下半期の取組

- 派遣元・派遣先・派遣労働者に対するセミナー等を開催し、労働者派遣制度の周知を引き続き、実施。
- 改正職業安定法の説明会の開催、リーレットのHW配付など重点的な周知を実施。

重点対策取組状況

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成28年度から「第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進委託業務に係る受託団体と連携した効果的な加入勧奨の実施。

度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第2 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じ、労働保険制度の周知・指導の推進

年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、労働保険料算定基礎調査、電子申請の利用促進等を実施し、適正徴収に努める。

(平成29年度 年度更新対象事業場数 約25万1千事業場)

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。

特別加入制度を周知し、利用促進を図る。

(年間の監査計画:320件 → 9月末現在 159件 (49.7%) 実施)

下半期の取組

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (29年度成立目標件数=9,200件)

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進。

11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開。

第2 労働保険料等の適正徴収 (29年度目標収納率=28年度 (99.25%) 以上)

引き続き、滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。

算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の加速。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

雇用保険監察官による監査及び重点指導対象労働保険事務組合に対する指導の継続実施。

適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施予定(計3回)。

研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施予定。

未手続事業一掃対策の推進状況 (9月末) 【速報値】

	成立目標件数 (年間)	成立件数	達成率
28年度	9,000 件	4,024 件	44.7 %
29年度	9,200 件	3,997 件	43.4 %
差	+ 200 件	△ 27 件	△ 1.3 P
28年度末	9,000 件	9,540 件	106.0 %
29年度末	成立目標件数 = 9,200件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況 (9月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
28年度	7,821 億円	3,260 億円	41.68 %
29年度	6,848 億円	2,872 億円	41.94 %
差	△ 973 億円	△ 388 億円	+ 0.26 P
28年度末	7,887 億円	7,828 億円	99.25 %
29年度末	目標収納率 = 平成28年度 (99.25%) 以上		

労働保険事務組合への委託状況 (28年度末)

